

# 社会的養護のもとで育つ若者の孤立・孤独と参画

—ライフチャンスの視点から紐解く—

永野 咲

武蔵野大学人間科学部講師

## はじめに

コロナ禍があぶり出したものの一つは、この社会がいかにか「健全」な家族を前提に組み立てられているか、ということではないだろうか。

ステイホームが叫ばれ、「家族」以外とのつながりに対してはソーシャル・ディスタンスが求められた。「世帯」ごとに支給された特別定額給付金は、安全なホームがない、また家族と距離をとる若者たちにどのくらい届いたのだろうか。

コロナ禍に限らず、こうした家族単位の社会政策、家族があって「当たり前」であるかのような方策をとる家族依存社会において、家族が機能しないことは何を意味するのだろうか。ここでは、子ども期に家庭での虐待や貧困などによって社会的養護制度<sup>1</sup>を必要とし、そのもとで育った若者たちの状況、特に孤立と「孤独」についてライフチャンスの視点

から考えてみたい。

## ライフチャンス—オプション (options) とリガチュア (ligatures)

児童福祉法によって規定される社会的養護制度は、保護・措置時点の問題が解決されたり、ニーズが満たされたかどうかにかかわらず、主に年齢要件一つまり、「児童」でなくなる18歳で—制度の対象でなくなってしまう。そのため、「自立」支援が重要とされるものの、18歳以降の支援やその責務について明確な規定がなく、支援体制も十分とは言い難い。さらには、社会的養護の措置解除後に若者たちがどのような生活を送っているか、公的なデータもなく、その実際が把握されていない<sup>2</sup>。

そのなかでも、一部の自治体や研究者による調査から垣間見える状況は、社会的養護のもとで育った若者たちの「ライフチャンス」の格差を示唆するものである。筆者は、この「ライフチャンス」という言葉に、1990年代の英国・社会的養護改革を学ぶ中で出会った。当時の英国では、ブレア政変への交代を機に社会的養護を措置解除となった若者の実態把握調査が行われ、彼らの生活状況が非常に不条理で困難なものであることが白日の元にさらされることとなった。そして、この状況が社会的に許容されないとして、「ライフチャンス」を最大限に保障することを掲げた社会的養護の大改革が行われたのである。

### ながの さき

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科博士後期課程修了。博士（社会福祉学）。日本学術振興会特別研究員（DC2,PD）等を経て、2020年から現職。NPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス副理事長。著書に、『社会的養護のもとで育つ若者のライフチャンス—選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて—』明石書店（2017年）。論文では、「社会的養護措置解除後の生活実態とデブリベーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」『社会福祉学』54（4）（2014年）。

この「ライフチャンス」という概念は、そもそもはドイツの政治社会学者ラルフ・ダーレンドルフによって示されたもので、「社会構造によって付与される個人の発展のための可能性」と定義されている (Ralf Dahrendorf 1979=1982)。ダーレンドルフによると、この「ライフチャンス」は、「オプション (options)」と「リガチュア (ligatures)」という二つの要素の関数である。

## オプションの格差とデプリベーション

ダーレンドルフが定義するオプションとは、「社会構造で付与している選択の可能性であり、行為の選択肢のこと」 (Ralf Dahrendorf 1992=2001) で、「構造的な『選択』の機会 (檜山 2011 : 107)」を表している。社会的養護のもとで暮らす子どもたち／巣立った若者たちのオプションでは、まず教育機会の格差が指摘される。児童養護施設のもとでの高校進学率は、全中卒者の高校進学率と数%のところまで差が縮まっているものの、高校中退率は 17.2% で、これは社会全体のおよそ 10 倍の高さとなる (永野・有村 2014)。また、大学等進学率は 14.0% (厚生労働省 2020) で、全高卒者の 51.9% との格差が大きい。さらに、社会的養護内でも都道府県ごとの格差が示されており、措置先によって大学等進学の可能性が左右される状況がある。さらに、措置解除となった若者の生活保護受給率は、同年代の約 18 倍以上となっており、顕著な経済状況の格差も示されている (永野・有村 2014)。こうした状況は、本来あるべきオプションを剥奪されたデプリベーションの状況と呼べる。

コロナ禍においても、社会的養護のもとで育った若者たちに生じた影響は甚大だった。当事者の参画を推進する NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス (IFCA) と共同で実施したアンケート調査<sup>3</sup>では、社会的養護のもとでの生活経験のある回答者 425 名のうち、経済状況の見通しについて 22.6% が「現在、お金の困っている」、10.4% が「1ヶ月以内にはお金がなくなりそう」と答えており、合わせて 3 割を超える若者たちが 1ヶ月

以内に経済的に困窮する可能性を訴えている。また、8.0% が生活保護を受給中または申請中・予定、37.8% が必要な医療、精神的ケア・カウンセリング、薬の入手ができなくなり困っていると回答している。もともとギリギリの状態では生活していた若者たちに想定外の危機が生じれば、一気に生活が困窮してしまうのである。

## リガチュアの脆弱性と「孤立」

こうした重大な危機に直面しても、社会的養護のもとで育った若者たちが原家族や元の養育者を頼ることは難しい。同調査では 27.8% が「自分だけでどうにかしている、または、ほとんど自分だけでどうにかしている」ことがわかっている。自由記述には、「頼れる親族が少ないことを再確認し、孤立感を抱いた」「困っても生活費や食料を援助してくれるような身内もいない」と寄せられている。

こうしたつながりの状況は、ライフチャンスにおけるリガチュアの側面から捉えることができる。ダーレンドルフは、リガチュアを「帰属」「人を支え、導くもの」「深い文化的な絆」と説明する (Ralf Dahrendorf 1992=2001)。ライフチャンス概念の特徴でもある「リガチュア」という語は、元来、手術の際に傷口を縫い合わせる結紮糸のことを指す語で、ダーレンドルフは、これまで使われている「つながり」や「帰属」とは違う意味であることをはっきりさせるために、あえてこの馴染みのない言葉を用いている。このリガチュアが、社会の中での個人の「位置」を定め、人びとの行動の基盤をつくり、選択に意味を付与する。また、リガチュアは、その質によってライフチャンスを高めることもあれば、制限するよう働くこともある。たとえば、安定的なつながりや結びつきはライフチャンスを高める。一方で、行動を制限する束縛のようなつながりやスティグマを感じる関係性であれば、リガチュアが「足枷」となりライフチャンスを制約することもある。また、リガチュアがまったくなければ、宙に浮いたような根なし草のように、自分がどこに属するのか、どこへ進めば良いのか分からず、意味をもった選択を不可能にするのである。

社会的養護のもとで育つ若者のリガチュアを考えると、保護前の家族のリガチュアは、足枷的な状態や欠如した状態にあり、保護後も家族の課題や葛藤が継続したままの可能性もある。保護後の社会的養護のもとでは、家族のリガチュアから(一時的には)分断され、社会的養護のもとでの新たなリガチュア(里親や施設職員とのつながり)によって家族のリガチュアを補完・代替する役割をもつと考えられる。しかし、社会的養護のもとでも、養育者の頻繁な交代などがあれば、十分なりガチュアを築くことは難しい。措置解除となったあとには、家族とのつながりだけでなく、社会的養護のもとでのリガチュアも途絶えやすく、児童養護施設を対象とした調査では、退所後の3年間で約3割の退所者が施設と連絡の取れない状況であることが明らかとなっている(永野・有村2014)。そもそも、社会的養護を必要とした若者たち(とその家族)は、措置以前からすでに社会で孤立していることが多く、措置解除後にも社会的養護を必要としたことで社会からの差別・偏見にさらされることもある。社会的養護のもとを巣立った若者たちの、家族から・ケアから・社会からの孤立・周縁化が指摘される。

## つながりの中で生きる

自分を応援する観客が1人もいない「かけっこ」で、走っているような気持ち

自分が努力して成し遂げても喜ぶ人はいないし、失敗しても悲しむ人がいない

「壁」にぶつかった時に、後ろを振り返ったら、誰もいなかった

これまで社会的養護のもとで育った若者たちと出会う中で、こうした切実な声を聴いてきた。社会的養護のもとでは、多くの子ども／若者たちが養育者の変更を経験する。また、子ども・若者が社会的養護のもとで出会うおとなは専門職であることが多く、それは、業務や任期によって関係性が途切れることを意味する。安定したおとなとの関係性(リガチュア)を築くことの難しさは、米国でも同様に指摘

されてきた。彼らが必要としたのは「生涯を通じた」「親族のような」つながりであり、それを得ることを助けるツールとして、全米規模で活動する当事者団体FosterClubが2007年にパーマネンシー・パクト(Permanency Pact)を作成した(IFCA2019)。これは、社会的養護のもとで育った若者と若者自らが選んだ信頼できるおとな「サポーター・アダルト」が、相互にサポートの意思を確認し「パクト(約束)」を結ぶもので、この関係性のファシリテートを、児童相談所のソーシャルワーカーや年長の当事者が行う。互いに「人と人」としてのかかわりを表明するもので、社会的養護のもとで育った若者に往々にして欠如しがちな、信頼できるひとりのおとなと「生涯を通じた」「親族のような」つながりをもたらすことを助ける。こうしたリレーショナル・パーマネンシー(持続性のある関係性)が、その後の人生の安定性に大きな影響を与えるという研究も示されており、公的なサポートと同時に、「人と人」のつながりをどのようにつくっていくかが求められるだろう。

## 「生の不安定さ」と「孤独」

ここまで、社会的養護を必要とする子ども／若者のライフチャンスを、オプションとリガチュアの面から整理してきたが、この2つでは捉えきれないものがあることに気づく。それは、「アイデンティティの根幹にある『生まれ』と『生きる』ことの揺らぎ」である「生の不安定さ」である(永野2017)。

社会的養護のもとで暮らす子どもたち／暮らした若者たちは、自分の「生まれ」や「生いたち」、保護・措置された理由について、はっきりと知らされていないことも多く、「自分が何者か」というアイデンティティが大きく揺るがされることがある。さらには、境遇やルーツが突然開示されることによって、自身の「人生」や「育ち」が混乱することもある。加えて、自身の「生命」や存在を身近なおとなたちから否定された経験があれば、「自分を大切にすること」は実感しづらくなる。

誰かとともに(孤独でない状況で)「生きる」には、「自分」の存在価値やアイデンティティが揺らぎ

れていたり、自らの経験を秘匿しなければならないものと感じていけば、他者や社会とリガチュアを築いていくことが難しくなり、このことが「孤独」につながっていく可能性もある。しばしば若者たちから語られる「生きづらさ」の根源をたどっていくと、こうした「生の不安定さ」にたどり着くようにも思われる。そして、この「生の不安定さ」やそのことから生じる孤独は、時として保護によって保障された生存のチャンスが再び危機に陥れてしまうほどのものである。

## 「自分の人生」と「社会」への参画

だからこそ、「生の不安定さ」に対して、自身の「生」について知ること―生い立ちや家族との関係を整理していくこと、自責の感情を修正しながら過去との連続性を取り戻していくこと、ただ事実を伝えられるだけでなく、保護者に代わる養育者に大切に育てられてきたと実感できること、「あなた自身がとても大切な存在である」と伝えられること―やそのための支援が重要であり、こうした取り組みが「生きること」そのものをつないでいく。

さらに、社会的養護のもとで暮らしてきた子ども／若者の多くは、自分の人生でありながら、保護や措置といった重要な事項を周囲の大人たち（社会）に次々と決められ、翻弄されてきたともいえる。その一方で、主に年齢要件によって措置が解除されれば、その途端に同年代よりも早期の自己決定・自己責任が求められるのである。このギャップが大きく、自分の人生に参画することが（そもそも自分の人生は自分のものなので、参画するというのはおかしな表現なのだが）、難しい。ケアやプランの決定に子ども本人が加わり、意見が表明できる対話の場を保障していく必要がある。

また、制度策定の場合への参画も始まろうとしている。アメリカでは、後に全米の当事者参画のモデルとなるCalifornia Youth Connection (CYC) が1988年に活動を開始し、組織的・戦略的な政策提言を続けている。CYCは議会に対し直接ユースの声を届けることで、30年間で20の法律・制度を変えてきた（クーザ2019）。こうした当事者によ

るユース・アドボカシーが制度を変え、オプションを底上げしているのである。日本でも2000年頃から当事者の参画を目指す団体が活動を始め、2010年頃からの潮流は社会的養護における当事者参画の新たな流れを感じさせるものである（永野2020）。

子ども・若者が、孤立し孤独を感じる社会ではなく、「参画」する社会へ。そのためにまずできることは、子ども・若者の意見を、声を、聴くことである。「私たちのことを、私たち抜きで決めないで (Nothing about us, without us.)」。まずは、これまで奪われてきた彼らの「声」を、「人生のコントロール権」を、彼らの手の中に戻さなければならない。■

### 《注》

- 1 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う制度。
- 2 2020年度には、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業によって、社会的養護を措置解除となった若者たちへの全国調査が実施予定である。
- 3 コロナ禍における生活状況を把握し、必要な支援・制度政策の提言を行うことを目的に、過去に社会的養護を経験したことのある16歳以上40歳未満の方を対象としたwebアンケート調査を実施した。調査期間は2020年5月25日から6月14日とし、回答者には謝礼品（電子ギフトカード）を送付した。調武蔵野大学人間科学部研究倫理審査の承認の上実施している（申請者：永野咲 承認番号：2020-2）。調査報告書は（<https://www.ifca-projectc.org/> 調査概要）から入手可能。

### 《引用文献》

- アイデ・クーザ（2019）「当事者参画に力をそぐ」『子どもの虐待とネグレクト』21（1）。
- Dahrendorf, Ralf (1979) Lebenschancen. Anläufe zur sozialen und politischen Theorie, Suhrkamp, Frankfurt a.M. (= 1982, 吉田博司・田中康夫・加藤秀治郎訳『ライフ・チャンス―「新しい自由主義」の政治社会学―』創世記)。
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2020）「社会的養育の推進に向けて（令和2年10月）」。
- Dahrendorf, Ralf (1992) Der moderne soziale Konflikt : Essay zur Politik der Freiheit, Deutsche Verlags-Anstalt; Stuttgart) =2001, 加藤秀治郎・

檜山雅人訳『現代の社会紛争』世界思想社.) .  
 檜山雅人 (2011) 『自由とライフチャンス—ダーレンドルフの政治・社会理論—』一藝社.  
 International Foster Care Alliance (2019) 『ユースとサポーター・アダルトの生涯をつうじた、家族のよくなつなかり パーマネンシー・パクト—児童養護施設や里親家庭で育つ若者たちのパーマネンシーを築くためのツール』.  
 永野咲・有村大士 (2014) 「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」『社会福祉学』54 (4) .  
 永野咲 (2017) 『社会的養護のもとで育つ若者のライ

フチャンス—選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて—』明石書店.  
 永野咲 (2020) 「社会的養護を必要とする子ども・若者の参画とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』46 (3) .

本稿に含まれる研究の実施にあたっては、JSPS 科研費 20K13775 「日本におけるケアリーバー調査のシステム構築と制度との循環(永野咲)」の助成を受けている。

